

一般社団法人 聖路加看護学会懲戒規程

(目的)

第1条 本規程は、本法人の名誉及び信用を保持することを目的として行われる懲戒（定款第14条）が、公正に処理されるために必要な事項を定める。

(懲戒の請求)

第2条 定款第14条の（1）および（2）に該当する学会員について、会員は理事会に懲戒請求を提出することができる。

(濫用の禁止)

第3条 懲戒請求は、真にやむを得ない場合のみ適用することとし、それを濫用してはならない。

(聴聞の主催)

第4条 懲戒請求が出された後、理事長は、対象会員に対し、聴聞の機会を与えなければならない。

(聴聞の通知の方式)

第5条 理事長は、聴聞を行うに当たり、聴聞を行う期日までに、対象会員に対し、次の事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定されている処分の内容
- (2) 処分の対象となる出来事
- (3) 聴聞の期日及び場所
- (4) 聴聞の期日に出頭し、自ら意見を述べ、関連する書類を提出することができること
- (5) 理事長がやむを得ないと判断した場合、出頭に代えて陳述書を提出することができること

(聴聞の主催者)

第6条 理事長は、聴聞を行うに当たり、主催者を理事の中から指名することができる。

(聴聞調書及び報告書)

第7条 主催者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、懲戒の対象となる事実に関する対象会員の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2. 主催者は、聴聞終了後、処分の原因となる事実に対する対象会員の主張について、意見を記載した報告書を作成し、調書と共に理事会に提出しなければならない。
3. 報告書には、懲戒の原因となる事実に対する対象会員の主張および、その主張に理由があるかどうかについての意見を記載し、主催者がこれに署名しなければならない。

(懲戒)

第8条 理事長は理事会の決議を経て、対象会員に対して、書面又は口頭による厳重注意を行うことができる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議を経て理事長が行う。

附則

1. この規程は、平成27年9月18日から適用する。